

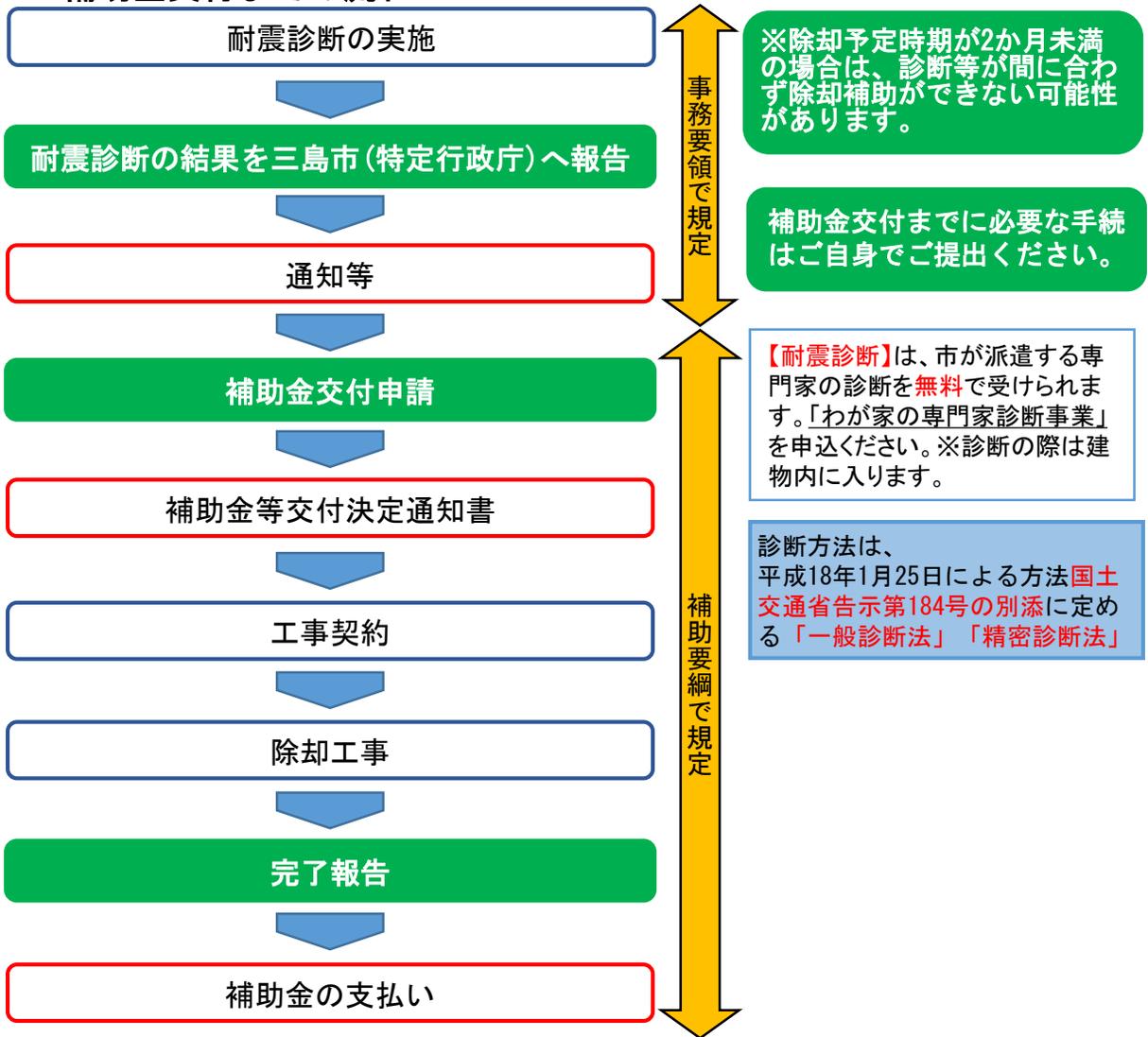
# 既存建築物耐震性向上事業（木造住宅の除却事業）の概要

## 1. 補助対象

次に掲げる木造住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- 地震に対して安全な構造とする旨の**特定行政庁による勧告等**を受けているもの
- 耐震診断の結果、**評点が1.0未満**と診断されたもの

## 2. 補助金交付までの流れ



## 3. 補助金の額

補助金の額は補助対象経費の額とし、**30万円を限度**

### ①補助対象経費が100万円の場合

100万円 > 30万円 よって限度額の30万円

### ②補助対象経費が25万円の場合

25万円 < 30万円 よって補助対象経費の25万円